

議案第 1 1 5 号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 131 号を第 133 号とし、第 15 号から第 130 号までを 2 号ずつ繰り下げ、
第 14 号の次に次の 2 号を加える。

15	P F I 事業審査委員会委員	日額	13,000 円
16	P F I 事業運営監視委員会委員	日額	13,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。